

○ 薬事法施行規則第七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器（平成十八年厚生労働省告示第六十八号）

改正案	現行
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器</p> <p>1757、1758、1760から1765まで、1780から1783まで、1878及び1879に掲げる管理医療機器とする。</p>	<p>薬事法施行規則第七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器</p> <p>1728まで、1757、1758、1760から1765まで及び1780から1783までに掲げる管理医療機器とする。</p>

（傍線の部分は改正部分）